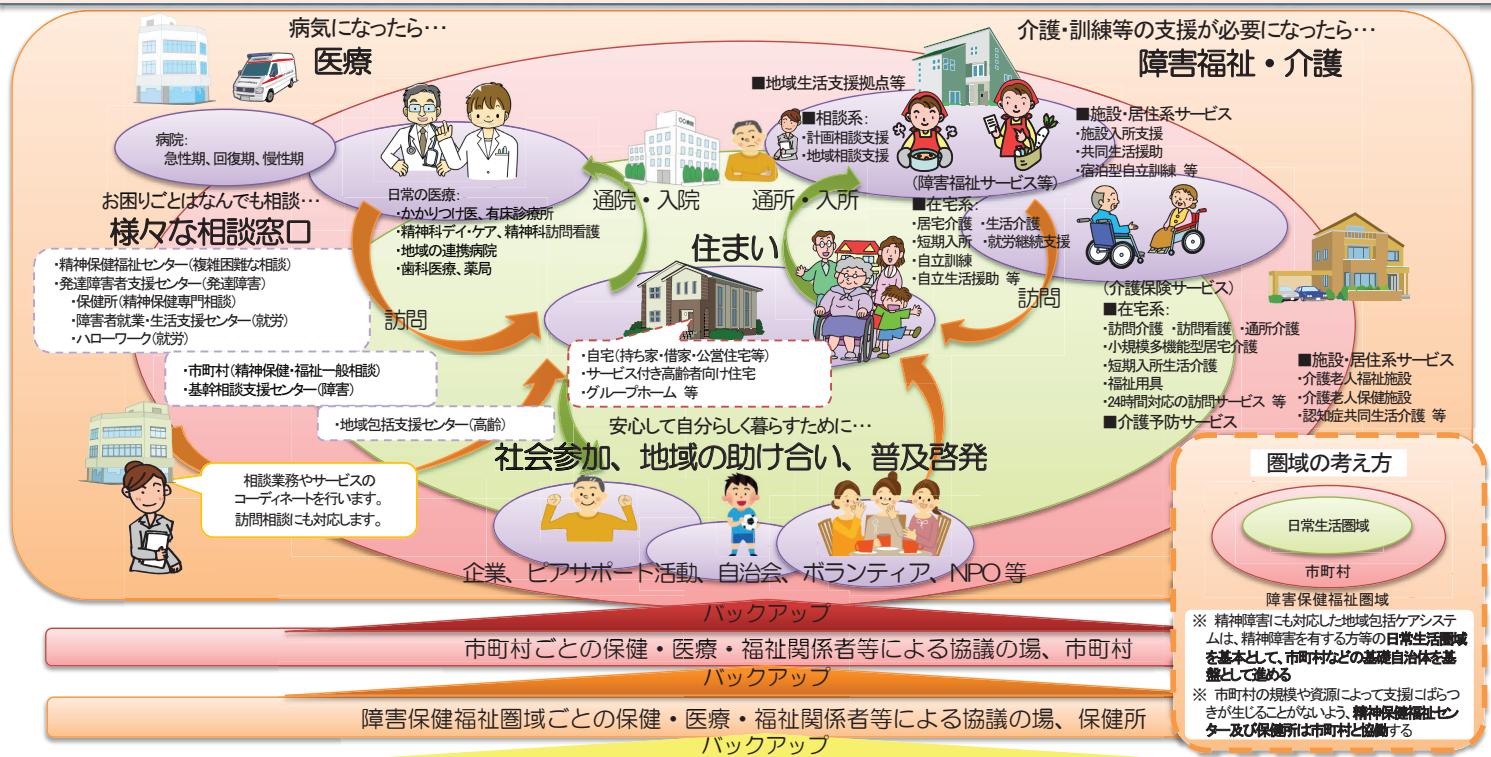


# 令和4年度 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム 構築推進事業・構築支援事業の方向性について



## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・障害福祉・介護・住まい・社会参加（就労など）、地域の助け合い・普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポートー、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



## ① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）

令和4年度予算案：669,312千円（令和3年度予算額：584,453千円）

## ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

令和4年度予算案：39,114千円（令和3年度予算額：40,821千円）

### ① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアソーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。

◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進センター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

◆関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

<参加主体> 都道府県・指定都市・特別区

※①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することが可能

#### ① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

※

#### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

##### 【事業内容】（1は必須）

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 普及啓発に係る事業
3. 精神障害者の家族支援に係る事業
4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
5. ピアサポートの活用に係る事業
6. アウトチーチ支援に係る事業
7. 措置入院者及び緊急措置入院者等の退院後の医療等の継続支援に係る事業
8. 構築推進センターの活用に係る事業
9. 精神医療相談に係る事業
10. 医療連携体制の構築に係る事業
11. 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業
12. 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
13. 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
14. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業



### ①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業（※））

※ 地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、5割等の補助率を確保し、質の高い事業実施を図るもの。

■ 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポート、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、市町村、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

##### 【事業内容】（1は必須、2～14は地域の実情に合わせて選択実施）

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 普及啓発に係る事業
3. 精神障害者の家族支援に係る事業
4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
5. ピアサポートの活用に係る事業
6. アウトチーチ支援に係る事業
7. 措置入院者及び緊急措置入院者等の退院後の医療等の継続支援に係る事業
8. 構築推進センターの活用に係る事業
9. 精神医療相談に係る事業
10. 医療連携体制の構築に係る事業
11. 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業
12. 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
13. 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
14. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

##### 【これまでの実績】



(※1) 特別区及び保健所設置市は平成30年度より実施主体に追加

(※2) 当該事業を活用していない都道府県等においては、別の補助金や都道府県等の独自の財源により、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進している

3

# 構築推進センターの活用に係る事業について

(精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業)

事業内容：都道府県等において、管内の市町村における地域包括ケアシステムの構築の促進や、自治体等関係機関による退院前の精神障害者や退院後の精神障害者の支援を行うに際し、構築推進センターを活用するもの。

## 構築推進センターとは

地域包括ケアシステムの構築に必要な体制整備の総合調整能力を有する者（自治体が選定）  
医療：医療機関地域連携関係者  
保健：保健部門保健師  
福祉：地域援助事業者 等



構築支援事業参加自治体が推薦し、国で任命した都道府県等密着アドバイザー（経験者を含む）

## 構築推進センターの業務

各種福祉サービスの利用方法、活用方法に係る必要な助言や指導等を医療機関や指定一般相談支援事業所等に行うとともに、取組に係る意識啓発を行う。

- （例）
  - 病院や施設等の関係機関に対する協力要請、地域資源に係る情報提供
  - 退院後支援計画に対する必要な助言、指導
  - 課題解決に関する助言、指導
  - 自治体等が開催する研修会の講師 等



## 構築推進センターを活用した市町村支援

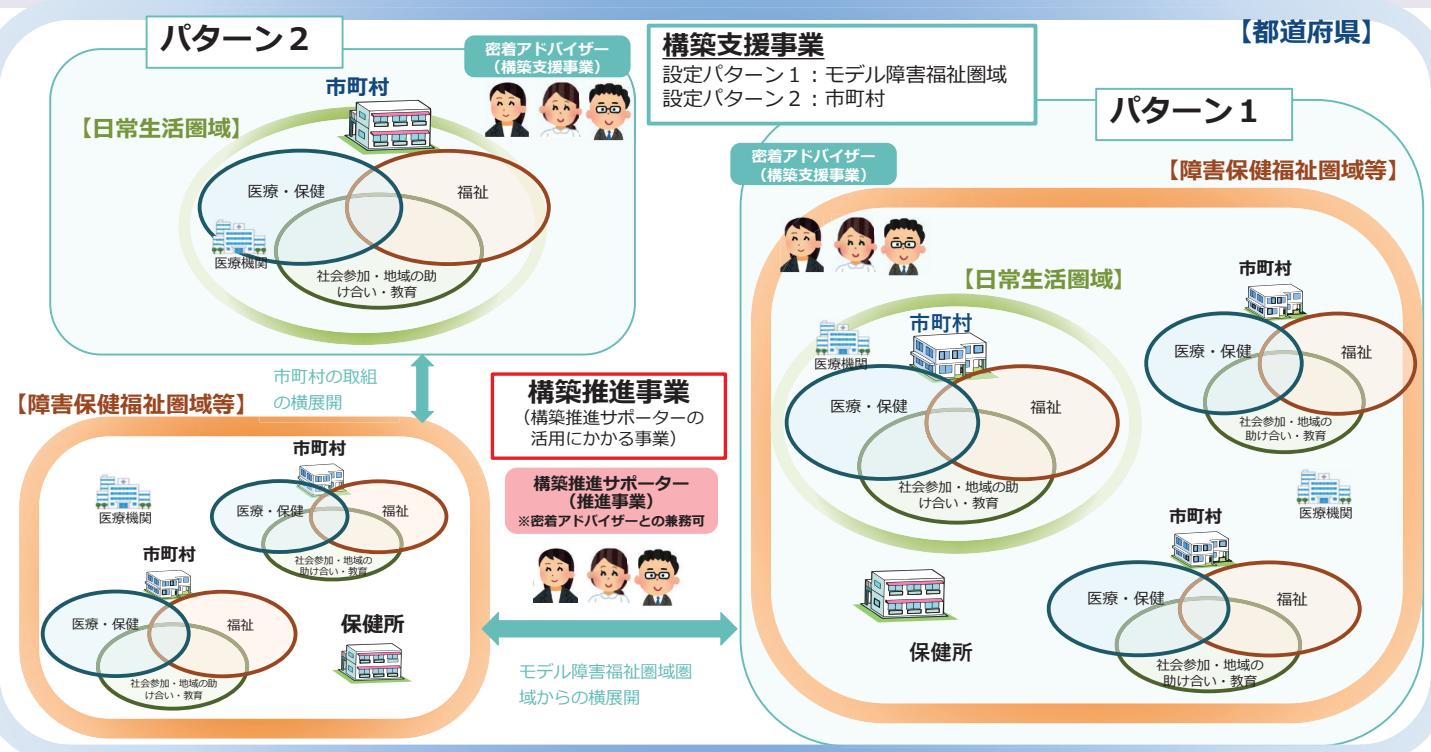
管内の市町村において、保健医療福祉の関係者、地域援助事業者等に対し、地域包括ケアシステムの構築に向けた必要な助言を行う。

- （例）
  - 地域包括ケアシステムの構築に係る研修の企画
  - 個別支援の検討や個別支援を通じた関係者の連携体制の構築地域の実情に応じた人材育成に係る仕組みづくり
  - 地域の課題の抽出、課題解決のために必要な取組の検討 等



## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業と構築推進センターの活用について

- 構築支援事業において、都道府県は取組を進めるモデル障害保健福祉圏域又は市町村を設定する。
- 都道府県内で取組を横展開する際には、構築推進センター（構築推進事業）を活用する。この場合、密着アドバイザーとの兼務も可能である。
- 構築支援事業に参加していない都道府県等は、構築推進事業において構築推進センターを活用し市町村支援や自治体内での横展開を行う。



## ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

- 国において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
- 都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- 関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。

### 1.アドバイザーの主な役割

#### <広域アドバイザー>

- 保健・医療・福祉それぞれの分野における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に係る取組の実践経験を活かし、同システムの構築に係る取組が推進されるよう、参加主体及び都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等に対し相談・助言・支援を行う。

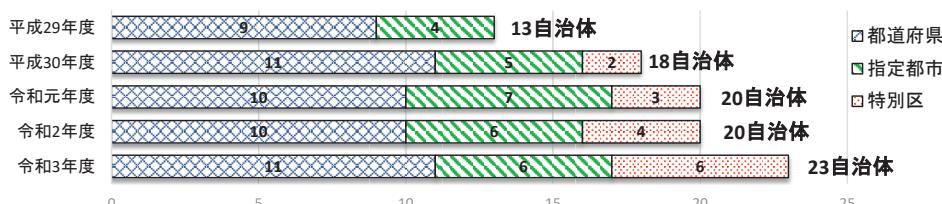
#### <都道府県等密着アドバイザー・構築推進サポーター等>

- 広域アドバイザー及び都道府県等の担当者と協力しながら障害保健福祉圏域及び市町村における課題解決に向けた具体的な相談・助言・支援を行う。

### 2.都道府県・指定都市・特別区の主な役割

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に資する取組の実践
- 障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）や市町村の取組状況の把握、事業メニュー活用の検討
- 都道府県等密着 A D の選定・国への推薦または構築推進サポーターの活用促進
- 全国会議への参加
- 事例集の作成等、当事業への協力

#### 【これまでの実績】



6

## ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

### 3.情報・ノウハウの共有化

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、アドバイザーの派遣のほか、関係者間で情報やノウハウの共有化を図るために、①ポータルサイトの開設 ②地域包括ケアニュースの発行 ③合同会議の開催 ④事例集の作成を行う。

#### ①ポータルサイトの開設

<http://mhlw-houkatsucare-ikou.jp/>

精神障害にも対応した  
地域包括ケアシステム構築支援情報ポータル

厚生労働省

調査研究・  
報告書等

地域移行に係わる  
リンク先一覧

本事業関連資料&  
地域包括ケアNEWS  
(精神)

F A Q

このサイト「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援情報ポータル」は、これまでの  
地域移行に関する各種ごくの調査研究・報告書や、  
審議会といった情報サイトへのリンクなどを共  
有するためのポータルサイトです。

■新着情報

- 2017/06/07: テストサイトを開設しました
- 2017/06/01: テストサイトをオープンしました

【お問い合わせ】

サイト管理者 - 平成30年春改修準備にともなった  
地域包括ケアシステムの構築支援実現計画  
検討会社 日本総合協会研究所  
010-875-300 (10:00~17:00)  
〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-2 住友商事竹橋ビル15F

厚生労働省  
法人番号:000012070001  
〒100-8916 東京都千代田区一ツ橋1-2 住友ビル  
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved

#### ②ニュースの発行

厚生労働省 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業 第1回アドバイザー・都道府県等担当者合同会議 第1号 2021.6

「第1回アドバイザー・都道府県等担当者合同会議」をZoom開催！

今般3年度の精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業「第1回アドバイザー・都道府県等担当者合同会議」が、5月12日（水）、芦原理恵と西郷健司がZoom開催方式にて実施されました。会議の概要について、次ページをご覧ください。

令和3年度 第1回 アドバイザー・都道府県等担当者合同会議  
令和3年5月12日（水）13：00～15：00 内容

行政説明① 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた取組について」  
芦原理恵 担当者会議室長 障害保健福祉課 課長代理 佐々木 久美子

行政説明② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた取組について」  
西郷健司 担当者会議室長 障害保健福祉課 障害保健福祉課長 佐々木 久美子

事例発表 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた取組み」  
地玉真 岩口千保輔 担任 佐藤 亮介

会議資料については、HP (<http://mhlw-houkatsucare-ikou.jp/>) に掲載しています

【情報提供】

1. 「第1回アドバイザー・都道府県等担当者合同会議」の動画配信中  
上記の「行政説明」の動画が、YouTubeにて公開されました。  
URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000152029\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000152029_00003.html)

2. 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」の報告書  
厚生労働省ホームページより、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」の報告書が掲載されています。  
URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000152029\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000152029_00004.html)

#### ③合同会議の開催



#### 年2回 開催予定

- <参加者>
- ・参加都道府県等担当者
  - ・広域 A D
  - ・都道府県等密着 A D
  - ・厚生労働省担当者
  - ・事務局担当者



※①・②・④については、  
当該事業に参加していない自治体閲覧可能



※合同会議は、当該事業に参加していない  
自治体の方も傍聴可能

### ④ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた取組に資する事例集」の作成

7

# 世界メンタルヘルスデーイベント2021

メンタルヘルスについて国民に広く関心を持ってもらい、身近なものであることを知ってもらうために、世界メンタルヘルスデー（10月10日）に合わせて、東京タワーをシルバーにライトアップするとともに、著名人による対談や関係団体等からの一言メッセージを特設ホームページに掲載。

## 世界メンタルヘルスデー2021 ～つながる、どこでも、だれにでも～

### Vol.1 イベント開催報告

毎年10月10日は「世界メンタルヘルスデー」。1992年に、世界精神保健連盟がメンタルヘルス問題に関する正しい知識の普及や偏見をなくすことを目的として定め、現在は、WHO（世界保健機関）も協賛している、正式な国際記念日です。

当日は世界各地でさまざまな啓発イベントが開催されているなか、日本国内でも、昨年から、「メンタルヘルスって何だろう」と考え、こころの健康に欠かせない人ととのつながり」を大切にするきっかけになるように、東京タワーをシルバーにライトアップするイベントを開催しています。

本NEWSでは、特別号として2回にわたり、そのイベントの模様をご報告します。



### 点灯式・ライトアップ

2020年より、株式会社TOKYO TOWER様のご協力の下、日本が誇るランドマーク、東京タワーをシルバーに点灯する「世界メンタルヘルスデー シルバーライトアップ」を実施しています。今年は2回目、都会の夜空に、この一夜限りのシルバーに輝く東京タワーを見上げることで、「メンタルヘルスって何だろう」と考え、こころの健康に欠かせない人ととの繋がりを大切にすることをきっかけにしたいと考えています。

10月10日（日）の18：00のライトアップ時間に合わせ、点灯式が開催されました。



左から、田原部長、北澤さん、益子さん、上村さん

### Vol.2 記念対談収録

10月10日の「世界メンタルヘルスデー」に合わせて開催された、「東京タワーシルバーライトアップ」イベントの一環として、点灯式に先立ち、記念対談が行われました。

テーマは、「スポーツとメンタルヘルス」。現在活躍中の、また元アスリートの方々に、ご自身の経験を通して、スポーツにおけるメンタルケアについてお話をいただきました。

ゲストは、北澤泰さん（一般社団法人日本障がい者スポーツ連盟会長）、益子直美さん（公益社団法人日本パラマラソン選手会会長）の3名。

特別号の第2弾は、その記念対談の模様をご紹介します。

詳しい情報はこちら  
(特設サイト) →



【シルバーライト】活動とは…

シルバーライト運動は、1993年に米国で生まれました。当時は、総合失調症への対応として、高齢者や障がい者、肢体不自由者、精神疾患者等、皆心に赴ける活動（運動）に対する理解や権利を分け合ひ、それで命の活動する精神障がい者等の社会的実現を目指して、世界的な活動となっています。

日本では、2002年に総務省通達（規則）から始まりました。

## 多職種・多機関連携による地域連携体制整備事業

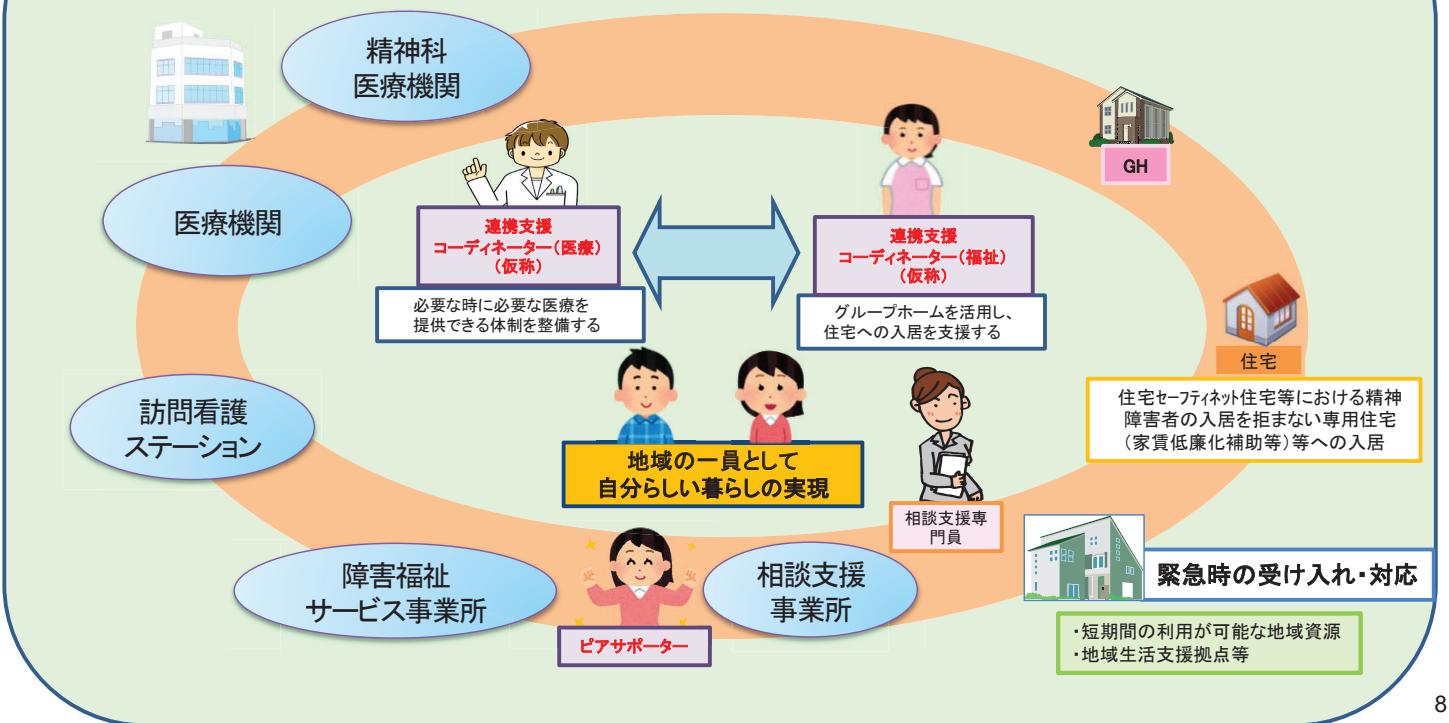
多職種・多機関連携を図り、地域での医療支援連携体制整備及び住宅確保支援連携体制整備を試行的に実施することにより、精神障害者が生活を送る上で必要となる支援内容等の明確化を図るために事業

令和3年度予算額 68,358千円 → 令和4年度予算案 68,358千円

### 多職種・多機関による地域連携体制の整備

#### 医療支援連携体制の整備

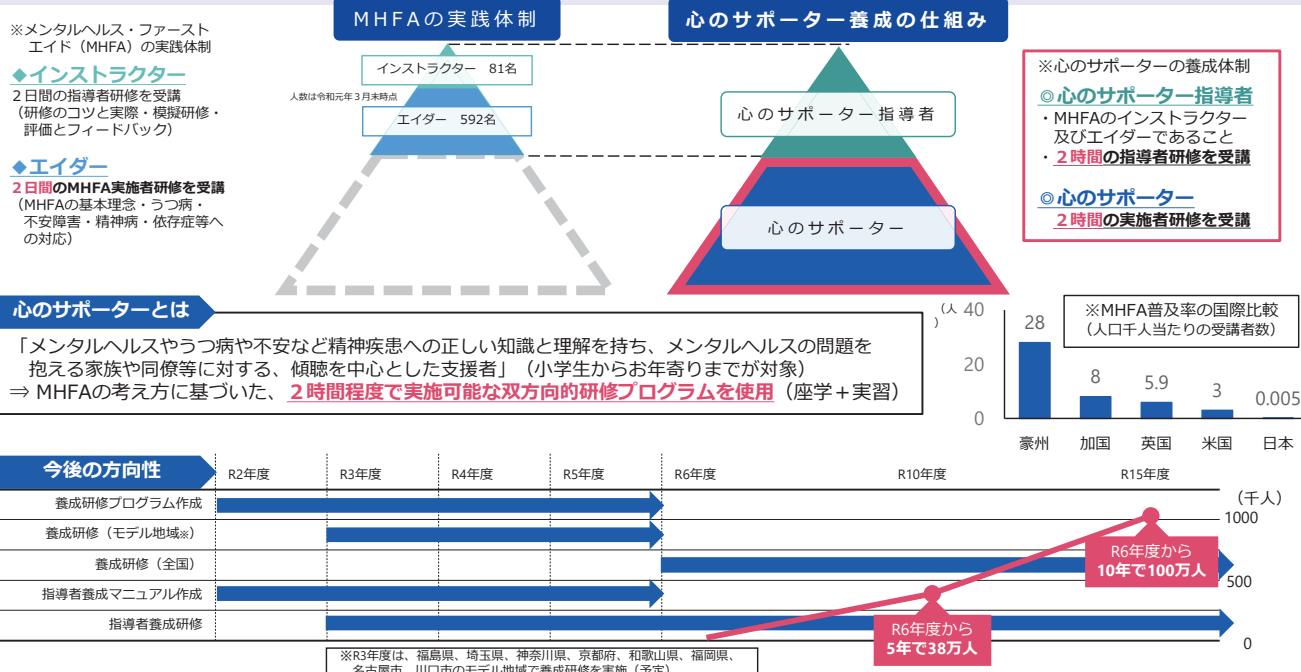
#### 住宅確保支援体制の整備



# 心のサポーター養成事業

令和3年度予算額 → 令和4年度予算案  
28百万円 → 28百万円

- 世界精神保健調査では、我が国の精神障害へ罹患する生涯有病率が22.9%であり、精神疾患は誰でも罹患しうることが報告されている。
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」においても、地域住民への普及啓発を進めるにあたり、メンタルヘルス・ファーストエイドへの賛同が既に得られている。※メンタルヘルス・ファーストエイドとは、地域の中で、メンタルヘルスの問題をかかえる人に対し、住民による支援や専門家への相談につなげる取り組み。
- 今般、新型コロナウイルス感染症に係る心のケアの充実が求められている中、平時からの心の健康への対策や普及啓発は急務である。



厚生労働省 ひとくらし・みらいのため  
Ministry of Health, Labour and Welfare

10

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会報告書（概要） (令和3年3月18日)

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に際しては、精神障害者や精神保健（メンタルヘルス）上の課題を抱えた者等（以下「精神障害を有する方等」とする。）の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進める必要がある。また、精神保健福祉センター及び保健所は市町村との協働により精神障害を有する方等のニーズや地域の課題を把握した上で、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築することが重要。

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る基本的な事項

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムでは、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、重層的な連携による支援体制を構築する。
- 「地域共生社会」は、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方であり、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」は「地域共生社会」を実現するための「システム」「仕組み」と解され、地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- 重層的な連携による支援体制は、精神障害を有する方等一人ひとりの「本人の困りごと等」に寄り添い、本人の意思が尊重されるよう情報提供等やマネジメントを行い、適切な支援を可能とする体制である。
- 同じシステムにおいて、精神障害を有する方等が必要な保健医療サービス及び福祉サービスの提供を受け、その疾患について周囲の理解を得ながら地域の一員として安心して生活ができるよう、精神疾患や精神障害に関する普及啓発を推進することは、最も重要な要素の一つであり、メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方を活用する等普及啓発の方法を見直し、態度や行動の変容までつながることを意識した普及啓発の設計が必要である。

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構成する要素

